

しんじゅく 創業1丁目

新宿区立高田馬場創業支援センターニュースレター



NEWS 高田馬場創業支援センター 令和7年度の利用者募集に関して

高田馬場創業支援センターは、高田馬場駅から徒歩2分という好立地にある、10席のフリーアドレスのシェアオフィスを中心としたインキュベーションオフィス(シェアオフィス)です。年末年始を除く毎日8:30から24:00までお使いいただけます。

新宿区内でこれから創業を目指す方、創業されて間もない方が事業を展開する一歩を踏み出すサポートとして、作業スペースや会議スペースの貸し出しだけでなく、専門家による事業内容への相談対応、融資や補助金に関するアドバイスなどの創業時の疑問や不安解決のお手伝いの他、登記住所としても利用可能です(利用期間中のみ)。また、センターの利用者は登録免許税の軽減などの優遇措置を受けることができる「特定創業支援等事業」の対象にもなります。

その他、利用者やこれまでにセンターを利用した方を対象とした交流会を通じて、同じステージに立つ起業家や先輩起業家との繋がりができ、新たなビジネスが生まれることもあります。

なお、当施設は利用申請を行い、承認を得た方がご利用いただけます。ドロップインのような一時利用はできません。現在は定期的に利用者募集を行っています。令和7年度も四半期(3ヶ月)ごとに利用者募集を行う予定です。

募集時期や利用開始日は下記の通りです。ただし、定員に達している場合は募集は行いませんのでご注意ください。募集状況の詳細はお問い合わせください。



募集期間	利用開始日
2025年4月1日(火)~4月30日(水)	6月1日(日)
7月1日(火)~7月31日(木)	9月1日(月)
10月1日(水)~10月31日(金)	12月1日(月)
2026年1月5日(月)~1月30日(金)	3月1日(日)

募集の期間内に

- ① センターを見学して、利用方法などについて説明を受ける(事前予約制。1時間程度)
- ② 新宿区産業振興課への利用申請と事業計画書の提出(平日のみ。9:00~17:00まで)を行う必要があります。また、申請者が多数の場合は面接を実施し、利用者を決定します。

詳細は当センターWebサイトをご確認ください。



【利用料】

シェアオフィス:月額1万円
 個室オフィス:月額3万円
※個室オフィスは2室。満室の場合はご利用頂けません。
 コピー・プリント出力料:別途(利用分)

【利用承認期間】

利用承認日(承認月の1日)から6ヶ月
※区長が必要と認めたときは、3回までの利用更新を可とし、最長2年間の利用を限度とします。



施設内容・利用申請に関する詳細はこちら
<https://incu.shinjuku-center.jp/usage>

また、利用者以外の方もご参加いただける、創業時に役立つ知見をご紹介するセミナーを令和7年度も複数回開催予定です。詳細は決まり次第当センターWebサイトや区報、チラシなどでお知らせいたしますので、ご興味をお持ちの企画に是非ご参加下さい。



創業セミナーや創業に関するイベントの詳細はこちら
<https://incu.shinjuku-center.jp/category/seminar>

「できる」と思ってもらえているから声をかけてもらえる。その声に常に誠実に応えていきたい。

現在の事業内容について教えてください。

映像制作が主な事業ですが、最初からそう決めていたわけではありません。「なんでもやる」と言い続けた結果、依頼される仕事に映像が非常に多くなり、結果的にそうになりました。映像だけにこだわらず「メディアを作る」ことも大切にしています。人に覚えてもらうこと、声をかけてくれたものに誠実に応えることが仕事に繋がるので、会社名も、自分の活動も全てブランディングだと思っています。会社名の「彌榮(いやさ)」は地元のお祭りのかけ声であり、言葉自体が「未永く栄える」といった意味があり、その願いを込めました。映像制作の業界ではカタカナやアルファベットの屋号が多いため、その中でインパクトを残したいという狙いもあります。モーショングラフィックスの教本を今年初めに出版したことも、「小説家になりたかった」「物書きになるのが夢」という話をしていたことで、出版に関わる方から声をかけてもらったことがきっかけです。

創業しようと決めたきっかけは何ですか？

会社員を辞めてフリーランスとして始めた事業が、気がつくと映像制作だけでなく、講師、俳優やラジオパーソナリティと、請ける仕事が多岐にわたるようになり、「個」が大きくなりすぎていました。一緒に仕事をする仲間も増えてきたので、個人として仕事を請けることと組織として仕事を請けるということを明確に分ける必要性を感じていました。さらにクライアントからの要望もあり、法人化することにしました。法人化したことで、僕個人が会社に所属しているという立ち位置で捉えることができるようになりました。見積もりなども分かりやすくなり、仕事の依頼をしてもらいやすくなったと思います。

創業する際に大変だったことは何ですか？

コロナの頃、あらゆるイベントやセミナーが配信になり、映像制作の需要が増えて売上が上がっていましたが、法人化と同時に世間のコロナ対策などが一通り落ち着いたため、売上也落ちてきてしまいました。今考えると特需でした。そのため、法人化したものの、それによる税金などのメリットにあまり実感がもてない状況ではありますが、ここから挽回していきたいです。

手続きなどは何もかもわからなかったので全て税理士さんにお任せしてしまいました。僕は映像を作る以外のことができないので、本当に皆さんに助けられています。

創業に新宿区を選んだ理由を教えてください。

僕も妻も早稲田大学の出身で高田馬場に思い出があります。夫婦共に地方出身で、大好きなマンガの舞台が新宿ということもあり、山手線の中、特に新宿区にいつかは住み、会社を持つということを目指していました。そのため高田馬場や新宿に対する思い入れはとて強いです。今はやっと達成したぞという気持ちです。

創業を目指している方にメッセージをお願いします。

創業って「すごい野心がないとできない」とか、「凄い人じゃないとできない」と思い込みすぎている人もいる気がします。そんな情熱的な想いではなくても、1つの手段、1つの選択肢としての「創業」があるということは知ってもらいたいです。勤め人じゃない生き方をしても、社会はちゃんと守ってくれる。施設も制度も仲間もいるし、やってきている人がいる。「大丈夫だぞ」って伝えたいです。



株式会社彌榮

代表取締役 山本 輔さん

映像作家・モーショングラフィックスデザイナー。2015年「彌榮制作 -Production YiYasa」を創業。TVCMや企業プロモーション映像、ミュージッククリップ、インスタレーションなどを手がける他、VJ(ビジュアルジョッキー)として、歌舞伎町、神田他様々なアート/クラブイベントに定期参加。また、渋谷・青山・日本橋で開催する動画・モーショングラフィックスの学校「BYND」の講師として登壇・カリキュラム開発を含め後進の育成にも尽力する。その他、音楽と映像の融合に向けた活動を中心に、テレビタレント、ラジオパーソナリティ、舞台(オペラ)、スチールカメラマン、企業研修など幅広く活動中。2023年、株式会社彌榮を設立。

新宿区立高田馬場創業支援センターのご案内

新宿区内でこれから創業を目指す方、創業されて間もない方を対象としたインキュベーションオフィス(シェアオフィス)です。

創業支援メニュー

- ・オフィススペースの提供
- ・各種相談(経営・戦略・資金・販促)
- ・コミュニティ連携の機会提供
- ・ビジネスコンビニ機能
- ・利用者交流会の開催

主な施設

- ・シェアオフィス(10席)
- ・個室オフィス(2室)
- ・会議室兼相談室(18席)
- ・交流スペース
- ・相談室・資料スペース等
- ※同建物内にごございます。新宿消費生活センター分館の会議室(36名)、調理室兼商品テスト室もご利用(有料)になります。

お知らせ

施設利用者の募集について

新宿区立高田馬場創業支援センターは、新宿区内での創業もしくは創業間もない方又は経営改革を目指す方を支援する施設です。

お申し込みを行う前に、当センターにお越しいただき、必ず施設見学・利用相談をしていただいております。

詳細は、当センターホームページ(<https://incu.shinjuku-center.jp>)をご覧ください、お気軽にご相談ください。

利用(入居)のご案内

現在利用者の募集は定期的に募集期間を設けて行っています。ご利用にあたっては、必ず当センターの見学・利用相談を受けてください。

そのうえで、必要書類をご提出いただき、事業計画の具体性、実現可能性等を審査し、承認された方に限りご利用いただけます。詳細については当センターWebページ等でご確認ください。

- 定員：32名
- 利用期間：6カ月間 ※3回まで更新可、最長2年間
- 開館日：年中無休 ※年末年始(12/29～1/3)を除く
- 利用時間：8:30～24:00

《お問合せ》

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号
Tel 03-3205-3031 / Fax 03-3205-1007
Email incu@shinjuku-center.jp / URL <https://incu.shinjuku-center.jp>

新宿区立高田馬場創業支援センター

ニュースレターしんじゅく創業1丁目

発行人：田中健一郎 編集者：加島嘉代

発行No：第2024-068号 発行日：2025年3月31日

指定管理者：有限会社そーほっと